

諮問日：令和元年9月12日（令和元年度（個）諮問第6号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（個）答申第1号）

件名：釧路地方裁判所が申出人に郵送した郵便物等に記録された保有個人情報の
不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

釧路地方裁判所総務課が苦情申出人に対して平成29年頃に郵送した郵便物等に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和元年7月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 司法行政文書の保管期間は5年であるにもかかわらず、廃棄するのは不合理である。

本件における司法行政文書の保存期間について、保存期間を1年間としたのは不合理である。

- 2 郵送した郵便物は最高裁判所が釧路地方裁判所に送ってきたものである。最高裁判所に控えが保管されている。
- 3 最高裁判所がるる主張するも本件について取扱方法が不備であり、それを認めず謝罪を行わないのは、社会通念上公序良俗に反するものである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 釧路地方裁判所において申出内容を踏まえて検討したところ、本件対象個人情報情報を記録した文書として、平成29年頃に苦情申出人から提出された保有個人情報開示申出に係る通知書が考えられた。また、苦情申出人作成の苦情申出書の追加に添付されている平成29年11月27日付け事務連絡（以下「平成29年の事務連絡」という。）も、本件対象個人情報情報を記録した文書に該当するものと考えられる。

司法行政文書の保存期間については、平成29年当時、内容が軽微かつ簡易な文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものを除き、1年以上の保存期間を定めることとされていた。そして、保有個人情報開示申出に係る通知書については、釧路地方裁判所において、保存期間を1年間と定めており、念のため、同裁判所において探索を行ったが、平成29年度のものには既に廃棄されていて存在しなかった。また、平成29年の事務連絡については、書面の内容等から、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって保存期間を1年以上とする必要のないものとして、事務処理上保有しておく必要がなくなった時点で廃棄したと考えられるところ、これについても釧路地方裁判所において探索を行ったが、存在しなかった。

- 2 なお、苦情申出人は、最高裁判所に控えが保管されている旨主張しているが、保有個人情報開示手続において、本件対象個人情報情報を記録した文書の探索は、申出がされた裁判所においてのみすることで足りる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月30日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年12月20日 審議

- ⑤ 令和2年1月24日 審議
- ⑥ 同年6月19日 審議
- ⑦ 同年7月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出を受けた釧路地方裁判所は、本件対象個人情報記録された司法行政文書として、①平成29年頃の苦情申出人からの保有個人情報の開示の申出に係る通知書及び②平成29年の事務連絡がこれに該当すると考えたとのことである。本件開示申出書及び本件苦情申出書（追加分を含む。）の内容に照らせば、釧路地方裁判所が、本件対象個人情報記録された司法行政文書としてこれらの文書を特定したのは相当である。
- 2 そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、上記①の通知書については、釧路地方裁判所総務課においてその保存期間を1年間と定めていたため、保存期間の満了により既に廃棄されたとのことである。当委員会庶務を通じて確認したところ、釧路地方裁判所総務課の標準文書保存期間基準において、保有個人情報の開示の申出に対する開示又は不開示通知書は、平成29年当時、「事項 庶務に関する事項」，「業務の区分 庶務に関する業務」，「業務に係る司法行政文書の類型（略）保有個人情報の開示申出に関する文書（略）」に該当する文書として、その保存期間を1年と定められていたことが認められる。これに加えて、本件開示の申出が令和元年6月3日にされたことに照らせば、上記①の通知書は既に廃棄済みであるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

なお、苦情申出人は、本件における司法行政文書の保存期間を1年間と定めたことは不合理である旨主張する。しかし、平成27年4月6日付け最高裁総一第389号事務総長通達「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の細目について」記第9の2は、「保有個人情報の開示等に

関する書類の保存期間は、1年間とする。」と定めていることからすれば、釧路地方裁判所総務課の定めた上記の保存期間が不合理であるとはいえない。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

3 また、上記②の平成29年の事務連絡については、苦情申出人自身が本件苦情申出書のうち「追加」と表示されているものに添付しているところ、その記載内容は、釧路地方裁判所が苦情申出人に対して郵便物を再送付する旨を経緯とともに簡潔に説明したものであることが認められる。このような内容に照らせば、平成29年の事務連絡については、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって保存期間を1年以上とする必要のないものとして取り扱い、事務処理上保有しておく必要がなくなった時点で廃棄したと考えられるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

4 そのほか、釧路地方裁判所において、本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。なお、本件開示の申出は釧路地方裁判所宛てにされたものであるから、仮に苦情申出人が主張するように、最高裁判所において本件対象個人情報を記録した司法行政文書の控えを保有していたとしても、上記の判断は左右されない。

したがって、釧路地方裁判所において、本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

5 以上のとおり、原判断については、釧路地方裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子